

応募予定事業者の皆様へ（必ずお読みください）

今後、応募書類提出までの間に、庁舎での打合せ等をご希望の方は、以下の点にご留意ください。

1. 問合せ、打合せのアポイントについて

① 設計会社や不動産業者等、応募予定事業者の担当者と異なる方からの問合せ等はお断りしております。

※担当者は、運営事業者の方で、設計会社との図面のやり取りが可能な方としてください。

（区で選定された後の東京都に対する窓口は一本化する必要があるため。）

② 問合せはメールで 280500@city.koto.lg.jp宛てに送信してください。

※フリーメールでの送信は控えてください。（通信エラーが出ないケースがあるため。）

③ 庁舎での打合せをご希望の方は事前にメールにてご連絡いただき、日程等の調整をした上でご来庁ください。

※日程調整の際には候補日時を3つほど挙げてください。（翌日以降）

例) ① 9 / 4（終日可） ② 9 / 5（午前中） ③ 9 / 6（終日可）

※日程調整をされないでご来庁された場合は、対応できない可能性がありますので、ご注意ください。

④ 応募予定物件については、事前に区にご相談いただいても構いませんが、以下の点について必ず全てをご確認いただいた上でご相談ください。

ア 建築時の確認申請書、確認済証、検査済証があること（検査済証に関しては、既存建物において発行済みであるが、紛失している場合は台帳記載事項証明書で代用可）

イ 建築基準法に基づき保育所の用途とすることが可能であること

ウ 同一敷地内の状況が建築時の確認申請どおりであること

2. 提出書類について

審査書類は随時受付を行いますが、締め切りは以下のとおりといたしますので、期日厳守でのご提出をお願いいたします。

第一次締め切り 2018年12月14日（金）午後3時

第二次締め切り 2019年 3月 1日（金）午後3時

第三次締め切り 2019年 5月 31日（金）午後3時

※第三次締め切りは、既存物件を活用した整備案件（賃貸）のみを受付対象とする。

※提出が遅れた場合には、審査書類の受け取りはいたしませんのでご注意ください。